

運転手育成支援事業支援金 よくあるご質問

手続き

Q 1. 新規に運転手（見込）を採用しました。まず、最初に必要な手続きは何ですか。

A 1. 要件に該当するかどうかを確認し、該当する場合は、速やかに事業計画書（様式第 1 号）の提出をお願いします。事業の該当になるかどうか不明な場合は、お気軽にご相談ください。

使途

Q 2. 支援金に使途の制限はありますか。

A 2. 本支援金に使途に制限はありません。運転手の人材育成等に必要な経費などに充てることが可能です。

対象事業者

Q 3. 乗用タクシー事業のみを実施している事業者は、本事業の対象事業者となりますか。

A 3. タクシー事業のみを実施している事業者は対象となりません。事業者の要件として、路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスの運行をしている事業者である必要があります。

運転手の対象

Q 4. 新規に雇用した者を路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスなどの運転手に必ず充てる必要がありますか。

A 4. 必ずしも路線バスや市町村から受託しているコミュニティバスなどの運転手にする必要はありません。貸切バスや乗用タクシーの運転手に充てる場合でも対象となります。

Q 5. フルタイムの勤務ではないパートタイム職員を雇用したが、対象となりますか。

A 5. 対象となります。

Q 6. 大型二種免許の取得を雇用の要件としているため、雇用時には「第二種免許あり」となります。雇用前の居住地が県内である者が雇用を前提に、大型二種免許を雇用前に取得し、その費用を事業者が自動車教習所に支払う場合、本支援金の支給対象となると考えてよいですか。

A 6. 対象となります。

必要書類

Q 7. 「雇用前の居住地が「県内」であり、かつ、雇用された日時点における二種免許が「あり」の場合において、雇用を前提として、雇用前に申請者の負担により、対象者が二種免許を取得した場合は対象とする。」に該当する者を雇用した場合に提出が必要な申請者の費用負担により取得したことを証明する書類とは具体的にどのような書類ですか。

A 7. 「自動車教習所から事業者あての領収証」「自動車教習所の授業料を事業者負担することに関する誓約書」などを提出いただくことを想定しています。ご不明点があればお気軽にご相談ください。